

令和 8 年第 1 回函館市都市計画審議会 議事録

○ 開催日時 : 令和 8 年 5 月 2 7 日 (水) 1 0 : 0 0 ~ 1 0 : 4 5

○ 開催場所 : 函館市役所 8 階第 1 会議室

○ 函館市出席者 (1 0 名)

委員 : 1 3 名

函館市 : 9 名

○ 傍聴者

報道関係者 2 名

一般傍聴者 0 名

次 第

1 開 会

- (1) 傍聴者へ注意事項告知等
- (2) 審議会成立の要件の確認
- (3) 新委員の紹介
- (4) 議事録作成の告知
- (5) 議事録署名人の指名

2 議 事

- (1) 都市計画の案の作成にあたっての審議

議案 1 函館圏都市計画道路の変更（函館市決定）

3 そ の 他

都市計画変更に係る報告

4 閉 会

..... 1 開 会

..... (1) 傍聴者へ注意事項告知等

...

(会長)

定刻前ではございますが、出席予定の委員全員がおそろいになりましたので、始めたいと思います。

本審議会におきましては、函館市都市計画審議会の公開に係る要領によって、写真、ビデオ等の撮影、録音などは禁止となっております。

このことにつきましては、会場の入口に掲示し、周知をしているところでございます。

つきましては、会議に入る前に、写真、ビデオ等の撮影の時間を設け、これらを許可したいと思います。委員の皆様、よろしいでしょうか。

(委員)

[異議なし]

(会長)

では、報道関係者の皆様のなかで、写真、ビデオ等の撮影をしたい方がいらっしゃいましたら、今から、若干、時間をとりますので、その間に撮影してくださるよう、お願いいたします。

よろしいでしょうか。撮影の時間は以上で終了します。これ以降は、写真、ビデオ等の撮影、加えて録音についても禁止となりますので、よろしくお願いいたします。

..... (2) 審議会成立要件の確認

(会長)

次に審議会成立の要件を確認したいと思います。

本日は、委員 15 名のうち、13 名に出席をいただいておりますので、委員の半数以上の出席、の要件を満たし、本審議会が成立してございます。

それでは、令和 8 年 第 1 回 函館市都市計画審議会を開会いたします。

..... (3) 新委員の紹介

(会長)

会議に入ります前に、このたび委員に交代がありましたので、交代のあった委員について、事務局から紹介してもらいます。

(都市計画課長)

都市建設部 都市計画課長の小畑でございます。
このたび、委員3名の交代がありましたので、名簿の順に従いまして、新たな委員の方々をご紹介します。

[委員紹介]

以上、新たに函館市都市計画審議会委員としてご就任いただきました、3名の方々をご紹介します。
どうぞよろしくお願い申し上げます。

..... (4) 議事録作成の告知

(会長)

次に、本審議会の議事録の作成について告知いたします。
本審議会におきましては、議論の内容が明確となるよう、逐語で作成しております。
議事録の作成方法につきましては、事務局で案を作成し、私を含む委員3名により会議内容と相違ないことの確認を行い、署名をもって完成としております。
また、完成した議事録については、発言者の氏名を表示せず、委

員A，委員B，委員Cと書き換えたものを，函館市のホームページで公開しております。

..... (5) 議事録署名人の指名

(会長)

それでは，本日の議事録署名人を決めたいと思います。

[会長が議事録署名人を指名]

..... 2 議 事

..... 都市計画の案の作成にあたっての審議

(会長)

それでは，議事に入ることといたします。

本日の議案は，令和8年5月7日付けで，函館市長から，当審議会に付議があった，議案1件でございます。

議題1は，「函館圏都市計画道路の変更」でございまして，函館市が決定する案件であります，

都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき，都市計画を変更することについて本審議会の可決を求められているものでございます。

議事の進め方ですが，まず，事務局から議案の内容を説明してもらい，次に，委員の皆様のご意見や，ご質問をお伺いすることとします。それでは，議案第1号の内容について，事務局から説明をお願いします。

（都市計画課長）

それでは、議案 1 函館圏都市計画道路の変更について説明させていただきます。詳細につきまして、都市計画課茶野より説明いたします。

（都市計画課主査）

都市計画課の茶野でございます。よろしくお願い申し上げます。それでは私の方から、議案第 1 号「函館圏都市計画道路の変更」（函館市決定）についてスクリーンを用いてご説明させていただきます。この度、変更しようとする内容は、主に「3・4・109号赤川中央通」の部分的な廃止でございます。この廃止に伴いまして、関連するほか 2 路線の変更が必要となります。これらの変更内容の詳細をご説明する前に、変更に関わる、都市計画道路の見直し方針などこれまでの経過について、改めてご説明させていただきます。スクリーンをご覧ください。

まず、都市計画道路の役割イメージ図といたしまして、都市計画道路の主な機能についてまとめたものでございます。都市計画道路には、大きく 3 つの機能があるとされております。1 つ目が交通機能といたしまして、人や物の移動の通行空間としての「通行機能」や、沿道の土地利用のための機能。2 つ目に空間機能といたしまして、緑地や街路樹など、良好な環境を形成する「都市環境機能」、有事の際の避難経路や火災の延焼防止として「都市防災機能」、さらには、上下水道やガスなどインフラ施設や、市電やバスなどの公共交通を導入するための「収容空間」。3 つ目が、都市の骨格を形成し、計画的な土地利用を誘導するなどの「市街地形成機能」でございます。

本市の都市計画道路はこれまで、こうした多様な機能を踏まえ、都市全体における将来的な交通量をはじめ、交通渋滞の発生状況や

市街地の開発状況などを考慮し、その都度、道路ネットワーク全体として、個々の道路の必要性や配置バランスを考えながら、計画決定を行ってまいりました。

つづきまして、本市における都市計画道路の現状についてご説明いたします。スクリーンにお示ししておりますのは、令和6年4月現在における、本市の都市計画道路の全体図でございます。このうち、黒い線で示された路線は、すでに計画通りの整備が終わった路線、赤い線で示された路線は、未改良と呼ばれる路線であり、計画通りの幅で道路用地が確保されておらず、未だ整備が完了していない路線となっております。これら未改良路線の具体的な状況といたしましては、1つ目に、計画路線上に道路そのものが存在しない路線のほか、2つ目に、現在道路整備を進めている路線、そして3つ目に、計画どおりの幅員はないものの道路として、すでに供用されている路線といった大きく分けて3つの状況がございます。

つづきまして都市計画道路の整備状況について、ご説明いたします。

本市の都市計画道路は、昭和4年に初めて都市計画決定されて以降全体で、106線、延長約219kmとなっております。そのうち、整備が完了した改良済み路線が77路線、約186kmで、現在事業中の路線を除いた未着手となっている路線が、25路線、約30kmあり、整備率は85%となっております。

また、未着手路線のうち、計画決定後30年以上経過している路線が25路線中24路線、さらにそのうち50年以上経過している路線が18路線という状況となっております。

つづきまして、都市計画道路の未着手路線における課題となっている建築制限についてご説明いたします。道路の予定区域内に建築物を建築しようとする場合には、都市計画法第53条に基づく「建築の許可」が必要となり、建築する建物の構造および階数が制限さ

れることとなります。この建築制限自体は、いざ事業を実施する際には、未然に事業の支障となるような建築物の建築を制限することで、円滑な事業の執行において、大変重要な役割を担っており、不可欠な制度でございますが、長期間にわたり、事業が未着手となっている道路において建築制限をかけ続けることにつきましては、全国的にも大変大きな問題となっております。

この様な背景から国土交通省では、平成12年の「都市計画運用指針」の中で、地方公共団体は、長期未着手道路の必要性について検証を行い、適切な見直しを行うべきであるとの方針が示されたことから、北海道は、見直しの基本的な考え方と手順を示した「都市計画道路の見直しガイドライン」を平成19年に策定しました。これを踏まえ、本市におきましても、当ガイドラインに基づき、平成21年に1回目の「函館市長期未着手都市計画道路の見直し方針」を策定し、この方針に基づきこれまで12路線13区間の廃止や幅員の変更を行ってきたところでございます。

つづきまして、令和7年2月に策定した「第2次見直し方針」の策定経緯についてでございます。第1回目の見直し方針策定から約15年が経過する中、少子高齢化の急速な進行をはじめ、人口の減少と低成長時代への移行など、社会・経済情勢が大きく変化しており、これらに対応するため、本市では、「都市計画マスタープラン」の改定や、「立地適正化計画」の策定などにより、目指すべき新たな都市の将来像として、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』を掲げ、コンパクトなまちづくりに取り組んでまいりました。

また、北海道においても、令和4年に、「函館圏の都市交通マスタープラン」の改定により、将来的な交通量の予測が新たに示されたところでございます。これらの新たなまちづくりの方向性に鑑み、現在においてもいまだ着手されていない都市計画道路について、

「まちづくりの方針および将来の交通需要に見合った道路ネットワークが形成されるよう、あらためてその必要性などを、長期的な視点で総合的に点検・検証する必要がある」という考えから、第2次となる新たな見直し方針を、策定したものとございます。

こちらは、「第2次見直し方」針に基づく方向性の振分結果を示すものでございます。緑色で示した個所は、計画を見直さず存続する路線として「17路線18区間」。黄色で示した個所は、計画幅員を変更する方向となった「1路線2区間」でございます。そして、紫色で示した個所は、計画を廃止する方向となった「5路線」でございます。今回、変更を行おうとする「赤川中央通」の未着手区間は、計画を廃止する方向性となっております。

それでは、赤川中央通の廃止に関わる、変更内容や変更理由についてご説明いたします。まずスクリーンに映しているのが、本路線の全体図でございます。南側の本通富岡通との交差点を起点といたしまして外環状線、通称産業道路と交差し北側の昭和団地通まで総延長約2,320mの補助幹線道路として、昭和48年に当初決定がなされており、現時点で決定から53年が経過しております。

本路線の整備状況でございます。まず、緑色の太線で示しております個所が、整備が完了している区間でございます。そのうち、本通富岡通から産業道路までの区間については、計画幅員が18mで、そこから、北側の渡島総合振興局前の美原学園通と交差して、交差点から約100m程度までの区間が、幅員16mで、合わせて約1,600mの区間が整備済みとなっております。

次に、赤色の太線で示しております個所が未整備区間となっております。整備済みの区間から北側の昭和団地通までの約720mについては、平成25年度から29年度にかけて、片側に歩道を設置する形状で整備されておりますが、現況の幅員は約7m～8m程度となっており、計画幅員の16mでの整備は行われていない未整備

区間となっている状況です。

こちらが未整備区間の起点側の現況写真でございます。未整備区間の終点側、手前の路線が昭和団地通でございます。

つづきまして、本路線は、先ほどご説明した「第2次見直し方針」では廃止の方向で位置付けられており、その検討内容についてご説明いたします。

まず、計画決定当初の機能といたしまして、本路線は主に交通機能と市街地形成機能をもって決定されております。交通機能といたしましては、主要幹線の交通量を分散させる補助幹線道路として赤川函館線（放射2号線）と国道5号線（放射1号線）の交通量を桐花通と共に交通を分散させる機能となっております。もともとは桐花通が先に計画決定されていたところ、南北、縦方向の交通の流れとして、桐花通のみでは分散する機能が不足すると考えられたことから、本路線が後から決定されたものでございます。

また、決定当時は人口の増加傾向にあり、市街地もどんどん拡大していくことが予測されたことから、黄色いエリアで示された部分の、街区を形成するための幹線道路としても位置付けられております。

次に、第2次見直し方針における、見直し路線の検証結果でございます。北海道が示した、現在から14年後にあたる2040年における将来的な交通量に基づき、道路のネットワーク全体を検証いたしました。人口減少や経済活動の停滞に伴って、全体的な交通量が減少することにより、もともと混雑が想定されていた国道5号や赤川函館線の主要幹線道路の交通需要が減少し、それらを補助する桐花通や本路線の交通需要が低下しております。

また、すでに亀田外郭通等の周辺道路が整備されており、当初計画の目的であった本路線の「主要幹線道路の交通を分散させる機能」の必要性がなくなったものと判断いたしました。

さらに、市街地を形成する機能につきましても、本路線の周辺にはすでに良好な市街地が形成されており、市街地形成機能として、土地利用を誘導する役割も必要がないことから、美原学園通と昭和団地通までの約 8 4 0 m の未整備区間を含む区間については、都市計画道路を廃止する判断となったものでございます。

こちらは第 2 次見直し方針において、路線の廃止後における「道路ネットワーク全体」を検証した図でございます。各路線の交通量を流すことが可能な交通容量に対する将来の交通需要の比率を、混雑度という指標を用いて評価しております。水色が混雑度 1.0 未満で、1 日を通して混雑する可能性が少ない路線黄色が混雑度 1.25 未満で、通勤や帰宅時間に一時的に混雑が予測される路線。ピンク色は慢性的な渋滞が発生することが予測される路線でございますが、本図にはほとんど該当がございません。赤川中央通付近では、主要幹線道路は概ね水色であり、周辺道路網にもピンク色の渋滞箇所がございません。したがって当該区間を廃止しても、道路ネットワーク上問題がないものと判断されます。

つづきまして、お手元の議案の 2 ページ目、今回の変更箇所でございます。今回の赤川中央通の部分廃止に伴い、交差いたします美原学園通および昭和団地通におきましても、一部計画の変更が生じるものでございます。

つぎに議案 3 ページ目変更計画図をご覧ください。図の左が北側を示しております。廃止となる区間を黄色の線で、変更となる部分を赤線に表示しており、当該区間の廃止に伴い、図の左側の昭和団地通との交差点において、昭和団地通の隅切りが廃止となります。

また、図の右側、美原学園通につきましては、交差点部が赤川中央通側に含まれていたため、分断されておりましたが、赤川中央通の廃止に伴い、幅 1 6 m 分を美原学園通側へと組み込み、連続する形状に変更となります。

議案の 1 ページ目をご覧ください。

1, 変更路線の概要, これまで説明した赤川中央通ほか 2 路線の変更後の概要が示されております。

2, 変更理由でございます。変更の理由としましては, これまでご説明いたしましたとおり「本路線の未整備区間は将来交通量が少なく, 道路網ネットワークとしての必要性が低いことから, 計画決定当初の放射 2 号線と桐花通を補完する機能は不要となり, 同区間を廃止しても道路の連続性, 配置バランス, および周辺道路網に問題が生じないことから計画を廃止する」としております。

下の段 3, 変更内容でございます。赤川中央通については, 延長が約 8 4 0 m 減少いたします。

また, 幅員 1 6 m 区間の廃止により, 1 8 m 区間の総延長の割合が多くなったため, 代表幅員を 1 8 m へと変更するものでございます。

次に, 昭和団地通につきましては, 隅切り部分の廃止, 美原学園通につきましては, 赤川中央通の幅員分 1 6 m 分を取り込んだことにより, 総延長が約 2 0 m 分増加しております。

また, 赤川中央通と昭和団地通との交差個所がなくなることに伴い, それぞれ平面交差が 1 か所減少いたします。変更の内容についての説明は, 以上でございます。

最後に, 変更手続きのスケジュールでございます。昨年 1 0 月末から 1 1 月末にかけ, 沿道の土地や建物の所有者といった関係者に対し, 説明資料を文書にて送付したほか, 関係町会である美原町会への説明や, 住民説明会を実施し, ご理解をいただいたところでございます。

また, 警察や道路管理者といった関係機関とも協議を行い, 意見等はございませんでした。

これらを踏まえ, 本案について北海道との事前協議を経たのち,

本年４月１６日から３０日の１４日間、変更案の縦覧を行いました
が、縦覧者はなく、本案に対する意見の提出もございませんでした。
本日の函館市都市計画審議会におきまして、本変更案をご承認いた
だくことができましたら、本審議会終了後、北海道との協議を行い、
６月下旬には、本変更案にて変更決定の告示を行う予定でございま
す。

以上、議案第１号「函館圏都市計画道路の変更」（函館市決定）
について説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上
げます。

（会長）

ただ今、事務局から、函館圏都市計画道路の変更について説明が
ありました。この件について、ご質問やご意見はございますでしょ
うか

（委員Ａ）

ご説明いただいた中では理解はいたしました。先ほどご説明があ
ったように、この道路の都市計画の決定は昭和４８年ということで、
５３年経っているということになるわけですがけれども、前の長期未
着手道路の見直しのときにですね、申し上げたのではないかと思う
んですけど、時間が経てば社会環境、それから人口を含めた都市構
造ですとか、或いは交通環境ですとか、こういったものも変わって
きますので、当然と言えば当然のことなんですけども、ただ時間が
経ってその未着手だった部分が都市計画道路としてのその機能です
とか、必要性ですとか、こういったものがなくなったから廃止とい

うことであれば、それであれば、必要性があるうちになぜ整備しなかったのかというようなことにもなるでしょうし、反対に時間が経って、都市計画道路の必要性がなくなるということであれば、都市計画道路の指定というか決定そのものを、無意味なものになってしまわないかという危惧があります。

そういうことからすると、都市計画道路だけでなくひいては都市計画そのものの信頼性にもですね、関わってくるのではないだろうかというふうに思いますけれども、その辺のところの考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

(都市計画課主査)

まず、計画決定されてから整備されてこなかった理由につきまして、基本的には函館市全体の交通量をみた中で、当時は、どんどん人口も交通量も増えていて、将来的にも交通量が増えるだろうといった時代で、渋滞も多発していた状況でしたので、まずは主要幹線道路から整備していくべきだという考えと、市街地が拡大をしていく中で、市街地を形成する必要性という部分で、土地開発が進んでいた個所を優先的に整備していたということがあります。

近年では、新外環状道路の整備に合わせたIC周辺整備や、美原の交差点の渋滞解消だとか、都度、必要性や財政状況に応じて整備したきたものですが、その結果、現在は渋滞が少なくなったり、交通がスムーズに流れたりしているということで、財政的な事情から、必要性が若干低い部分については、とり残されてきたと考えておりまして、住宅地にある今回の赤川中央通については、主要幹線道路や、整備を優先すべき道路としては位置付けが低かったのではないかと考えております。現在は、人口も交通量も減っていく中で、必要性を検討したうえで、今回の結果になったと考えております。

都市計画道路決定の意義についてですが、先ほど申し上げたとお

り、これまでの整備によって、一定程度の市内の交通緩和や市街地の形成について役割を果たしているものと考えておりました、今後ともですね、市街地中心部だとか、新外環状道路やIC周辺の道路整備だとか、交通緩和だけではなく、物流・交通の面で経済の発展に寄与するような道路については、整備すべく、計画を残しておくべきだと考えております。

以上です。

(委員 A)

確かに今考えるとそういうことになるんですけども、ただ、48年間、都市計画道路の認定をしたまま、権利の制限ですとかがある状況がずっとそのまま続いてきたわけですから、当時に整備をされていればですね、都市計画道路としての機能が今は必要性というか機能が不要ないってことなんでしょうけれども、必要があった時代に整備されていることもあったということになるわけですから、長期間にわたって、そういった都市計画道路としての選定をそのままにしておくということについては、今後もう少しあり方を見直していかなければならないと思います。

それから昭和団地通と美原学園通をつなぐ道路ですけど、私もよく通りますけれども、渡島総合振興局に行かれる方、特に昭和団地通は函館新道と繋がって、かなり交通量が増えていますから、そこから渡島総合振興局に行かれる方は赤川中央通を通っていかれる。昭和団地通に、渡島総合振興局への矢印看板も道路についていますから、そういう意味では、そういった道路としての機能、それからスーパーもありますんでね、スーパーへ行かれる方もいるかと思いますが、都市計画道路の廃止をしてもですね、道路整備そのものはやっぱり必要になったというふうに思うんですが、そういうところは、いかがでしょうか。

(都市計画課主査)

今後の整備についてということでございますけれども、事前に土木部の整備担当とも協議した中では、今後もですね、交通の状態や市民からの要望、事故発生の危険性などを考えながら、都市計画道路でなくなったからといって整備を今後一切しないということではなく、状況に応じて交通安全対策だとか、道路整備について検討していきたいというふうに考えております。

(都市計画課長)

補足させていただきます。まず、今の赤川中央通の未整備の部分のところですが、あそこは、確かに狭い状況ですが、そこに今、渡島総合振興局への矢印看板があります。看板については土木部や町会などと協議をいたしまして、撤去するという方向で考えております。

基本的には、その手前の亀田外郭通、北美原小学校がある通りが本来はメインの通りですので、そちらの方に誘導できるような形をまずは考えていきたいと思っております。

あとは残存する道路の形状ですが、確かに一般の住宅街より若干の朝・夕の車通りが多いと思います。

ただ、やはり皆さんが使うところですので、都市計画道路という、幹線道路の交通量を分散させるという意味合いでの道路整備ではなく、その住宅地の皆さんが交通安全対策として困らないような対策を土木部と今後も協議しながら、今も安全対策として、昭和団地通との交差点のところにガードレールをつけたりだとか、あとは通常の街区の中では歩道はつかないですけども、特別に片歩道ですけど歩道をつけたりとか、あとは町会と話をしてカーブミラーもかなり設置をさせていただいております。そのあたりの安全対策につきましては、町会と土木部と協議をしながら、逐次対応していきたいと

思っております。

以上でございます。

(委員 A)

はい。ありがとうございました。

(会長)

よろしいでしょうか。それでは、他にないようですので、議案 1 ついては、当審議会として、付議された議案のとおり可決するということによろしいでしょうか。

(委員)

[異議なし]

(会長)

それでは、議案 1 函館圏都市計画道路の変更につきましては、付議された議案のとおり可決した旨を、市長に通知することといたします。

これをもちまして、本日の議案の審議を終了いたしました。

..... 3 その他

(会長)

続きまして、会議次第の 3 番目の「その他」に入ることといたします。内容につきましては、都市計画変更に係る報告となっております。

それでは、事務局からお願いいたします。

(都市計画課長)

ご報告いたします。令和7年5月21日に開催をいたしました本審議会において、ご審議いただきました函館圏都市計画道路（3・4・47 文教通）の変更（北海道決定）につきましては、令和7年10月24日付をもちまして、変更の決定告示がなされております。

報告事項は以上でございます。

..... **4 閉 会**

(会長)

それでは、これをもちまして、令和8年第1回函館市都市計画審議会を閉会いたします。